平成２１年（フ）第７５号
長野県諏訪郡下諏訪町516番地、前住所茨城県つくば市天久保３丁目15番地３　タイショウマンション403号
債務者　中村明日香
1　決定年月日時　平成21年12月７日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月８日まで
長野地方裁判所諏訪支部

平成２１年（フ）第３２６４号
名古屋市中川区戸田２丁目2905番地
債務者　立川由美子
1　決定年月日時　平成21年12月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月８日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第３３５７号
名古屋市天白区植田南２丁目1003番地　あさい荘208号
債務者　天久　貴彦
1　決定年月日時　平成21年12月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月８日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第９６号
兵庫県南あわじ市阿万西町菅谷853―６、住民票上の住所兵庫県南あわじ市阿万西町858番地１
債務者　片山さち子
1　決定年月日時　平成21年12月７日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月８日まで
神戸地方裁判所洲本支部破産再生係

平成２１年（フ）第１０１号
兵庫県淡路市江井2776番地４
債務者　瀬　チカ子
1　決定年月日時　平成21年12月７日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月８日まで
神戸地方裁判所洲本支部破産再生係

平成２１年（フ）第５４１号
大分市大字城原2709番地の２　ＹＵアパート201
債務者　亀井　宏明
1　決定年月日時　平成21年12月７日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月８日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２１年（フ）第３６８号
宮崎市大字赤江74番地１　レジデンスエアポート507号、前住所宮崎市恒久南２丁目８番地28
債務者　平原　大介
1　決定年月日時　平成21年12月７日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月８日まで
宮崎地方裁判所破産係

平成２１年（フ）第４２９号
宮崎市日ノ出町42番地１
債務者　大迫　一司
1　決定年月日時　平成21年12月７日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月８日まで
宮崎地方裁判所破産係

平成２１年（フ）第４３０号
宮崎市日ノ出町42番地１
債務者　大迫ユミ子
1　決定年月日時　平成21年12月７日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月８日まで
宮崎地方裁判所破産係

平成２１年（フ）第４３１号
宮崎市日ノ出町42番地１
債務者　大迫　　剛
1　決定年月日時　平成21年12月７日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月８日まで
宮崎地方裁判所破産係

平成２１年（フ）第２９７号
宮崎県延岡市緑ケ丘４丁目４番８号
債務者　稲田　榮志
1　決定年月日時　平成21年12月７日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月８日まで
宮崎地方裁判所延岡支部

平成２１年（フ）第２９９号
宮崎県日向市大字塩見939番地１
債務者　遠藤　　忍（旧姓大島）
1　決定年月日時　平成21年12月７日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月８日まで
宮崎地方裁判所延岡支部

平成２１年（フ）第３０３号
宮崎県延岡市緑ケ丘２丁目25番４―302号
債務者　甲斐　孝一
1　決定年月日時　平成21年12月７日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月８日まで
宮崎地方裁判所延岡支部

平成２１年（フ）第６７６号
奈良県天理市指柳町249番地１
債務者　益池　信一
1　決定年月日時　平成21年12月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月９日まで
奈良地方裁判所

平成２１年（フ）第７１５号
奈良市鶴舞東町１番60―204号
債務者　瀬戸口貴子
1　決定年月日時　平成21年12月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月９日まで
奈良地方裁判所

平成２１年（フ）第７１９号
奈良市西九条町２丁目３番地の16　アティック21―206号
債務者　塩谷　　章
1　決定年月日時　平成21年12月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月９日まで
奈良地方裁判所

平成２１年（フ）第７３９号
奈良県桜井市大字河西174番地の２　アネシスＡ102
債務者　山本　多惠
1　決定年月日時　平成21年12月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月９日まで
奈良地方裁判所

平成２１年（フ）第７７８号
奈良県天理市櫟本町2934番地８
債務者　森田美由紀
1　決定年月日時　平成21年12月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月９日まで
奈良地方裁判所